

## ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）実施要領

### （趣 旨）

**第1条** 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術（ICT）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満の土工におけるICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

### （対象とする工事）

**第2条** ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）は、原則として土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満の次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・河川土工、道路土工、その他（側溝工、暗渠工）※

※1箇所あたりの施工規模が 1,000m<sup>3</sup> 未満となる土工に付随する場合のみ

### （ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満））

**第3条** ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）とは、以下に示す施工プロセスの全ての段階においてICTを活用する工事とする。

#### 【施工プロセスの各段階】

#### ① 3次元起工測量

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

## ② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

## ③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて、次の1)に示すICT建設機械により施工する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を選択できるものとする。

1) 3次元MC又は3次元MG建設機械

## ④ 3次元出来形管理等の施工管理

③により施工された工事完成物について、次の1)～13)から選択(複数選択可)して、出来形管理を行う。なお、出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

1) モバイル端末を用いた出来形管理

2) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) TS等光波方式を用いた出来形管理

5) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

6) RTK-GNSSを用いた出来形管理

7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

9) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)

10) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)

11) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)

12) 地上写真測量を用いた出来形管理(土工編)(案)(土工)

13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

## ⑤ 3次元データの納品

④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

### (簡易型ICT活用工事)

**第4条** 簡易型ICT活用工事とは、ICT活用工事(土工1,000m<sup>3</sup>未満)のうち、前条に示す施工プロセスの①及び③について受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須として実施するものとする。

**(発注方式)**

**第5条** ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の発注は、受注者希望型によるものとする。

**(受注者希望型)**

**第6条** 受注者希望型は、受注者からの希望により ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）を実施するものとする。

- 2 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。
- 3 発注者は、発注に際して入札公告に ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の対象であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。
- 4 受注者は、ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の実施を希望する場合、契約図書に付された特記仕様書に基づき発注者に協議するものとする。
- 5 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）を実施することができるものとする。
- 6 発注者は、ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の実施を指示した場合、積算要領<sup>\*</sup>の ICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

※国土交通省 HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載の最新の積算要領を準用する。

【[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)】

**(基準)**

**第7条** ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

2 ICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の関連工事として、付帯構造物設置工及び作業土工（床掘）に ICT施工技術を活用する場合においても同様とする。

**附 則**

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。